

改正商法による業務執行役員と経営委員会制度

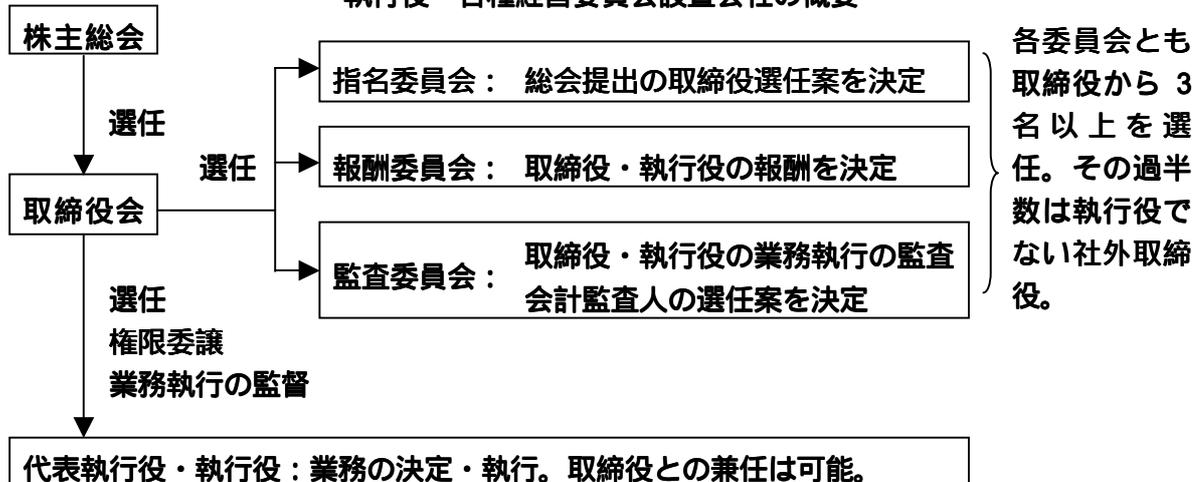
商法改正により、2003年4月から、資本金5億円以上または負債総額200億円以上の商法上の大会社は、法律にもとづく執行役制度と各種経営委員会の設置が可能になります。

業務執行役員が、商法上、「執行役」という名称で法律上の制度になりました。

資本金1億円超5億円未満の商法上の中会社も、会計監査人をおけばこれらが可能です。

取締役と業務執行役員を明確に分けることで、米国流のスピード経営体制がはかれます。

執行役・各種経営委員会設置会社の概要



執行役制度・各種経営委員会設置の要件

1. 「委員会等設置会社」とする旨の定款変更が必要です。
2. 各委員会では、最低2人の社外取締役を選任することになります。そのため、少なくとも2人の社外取締役が必要です。
3. 監査役がなくなり、監査委員会が従前の監査をおこないます。
4. 執行役制度により、代表執行役・執行役が、会議を開催せずに業務上の意思決定や業務執行をおこなうことが可能となり、取締役会はその監督機関となります。
5. 代表取締役がなくなり、会社の代表者は「代表執行役」になります。
6. 社長・会長などの役付き役員の呼称は、取締役でなく、執行役に対して付されます。

2003年1月6日付の日経新聞のアンケート結果によれば、委員会等設置会社への移行に前向きな企業は、大会社のうちわずか2%となっています。

しかし、一部の大手企業では、「社外取締役の選任」「経営諮問委員会の設置」などにより、企業経営の透明性のアップをはかる動きが出てきています。

お見逃しなく！

資本金1億円超5億円未満の商法上の中会社は、定款の規定により、会計監査人をおくことができます。

これによりみなし大会社となり、執行役や委員会の設置が、定款の定めで可能になります。